

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
茨城地方協力本部 不用物品の処分	茨城地本-Z241030	
	作成	令和6年10月30日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部（以下「官側」という。）において発生した不用物品の処分について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 不用物品

官側で生じた、可燃物、不燃物、資源物のことをいう。

b) 処分

不用物品について、再利用不能になるまで解体及び破壊し、廃棄することをいう。

1.3 引用文書

この仕様書作成の参考にする文書は次の文書によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 概要

- a) 処分する不用物品の集積場所は茨城県水戸市三の丸3-11-9（〒310-0011）とする。
- b) 役務の履行については集積場所及び契約相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

2.2 役務の作業方式

役務の作業方式は、次に示す表1のとおりとする。

表1-作業工程

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	現地にて役務対象品の外観を点検する。
2	解体	2.2.1による。
3	運搬	2.2.2による。
4	処分	2.2.3による。
5	完了検査	3.2による。

2.2.1 解体

- a) 解体に必要な器材及び車両については、契約相手方が用意するものとする。
- b) 処理工場等へ運搬可能な状態になるまで不用物品を解体し、運搬車両へ積載する。

2.2.2 運搬

解体により運搬可能な状態にした不用物品については、法令等に基づいて運搬し、契約相手方の処理工場等で処分を行うものとする。この時有料道路等を使用する場合、有料道路の料金については契約相手方が負担するものとする。

2.2.3 処分

- a) 不用物品の処分にあたり、附帯発生する廃棄物については契約相手方が適正に廃棄処理するものとする。
- b) 処理基準は、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ならびに関係法令等諸規則を遵守し、契約相手方は適正に処理する責任を負うものとする。
- c) 処分した数量については、当該実施日に実測した重量をもって確定とする。

2.3 履行期限

契約締結日から令和7年2月28日（金）

2.4 代金の支払

完了検査後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、各工程の結節時に官側の担当者の立会において実施するものとする。

3.2 検査

役務の完了検査については、役務完了日から10日以内を基本とし、官側の検査官が4.1に示す提出書類を確認したのちに完了する。

4 その他

4.1 提出書類

本役務での提出書類は、表2のとおりとする。

表2－提出書類

名称	時期等	数量	提出先
一般廃棄物処理業許可証(写)	任意様式で、契約締結後速やかに提出	1部	自衛隊茨城地方協力本部 総務課管理班
作業員名簿			
工程表			
役務完了届	任意様式で、役務完了後		

4.2 保全

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

- a) 契約相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、注意喚起等を行い事故防止に万全を期すものとする。
- b) 契約相手方は、廃棄物等の飛散又は流出等がないよう防止策を講ずるものとする。

- c) 契約相手方は、作業中に不安全事故が発生した場合、速やかに作業を中止し官側に報告するものとする。
- d) 本役務の履行に際し、国又は自治体及び民間施設等の財産に損傷を与えないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。

4.5 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合又は明示がない事項については、官側へ連絡し協議により定めるものとする。